

## 明代中期の關羽信仰

——官僚呂柟の記録を中心に——

朝山明彦

〈はじめに〉

三國時代の武將關羽を神として祀る關羽信仰には、その研究史を紐解く際に二つの視點がある。一つには、時の王朝が關羽を祀るべき神として祀典に如何に記録したのかという國家レベルからの視點であり、もう一つには、いつ・どこで・誰が關羽を祀り信仰したのかという地方・民間の記録からの視點である。

本稿が着目する明代では、その祠廟政策に於いて關羽は次のように位置附けられてきた。

まず、創業の洪武期には歴代王朝の諸神への行き過ぎた封號を見直し、それぞれを生前の封號とすることが定められた。この諸神一齊の封號改正を「神號改正詔」という<sup>(1)</sup>。そのため、關羽は生前の「漢壽亭侯」として祀られ、南京十廟の一神として南京の鷄鳴山の南に「漢壽亭侯關公廟」として建廟された<sup>(2)</sup>。以後、この「神號改正詔」は洪武の祖法として、關羽は「漢壽亭侯」として祀ることが明朝の祀典に定められる<sup>(3)</sup>。

ところが、明朝は表面上は關羽を「漢壽亭侯」として諸神の中の一神にしたが、その内實は關羽を諸神に抜き

ん出て奉じていく。

永樂期到北京に遷都すると、北京では二つの關羽廟が重視された。先學の井上以智爲氏や山田勝芳氏によると一つは地安門外西の通稱白馬廟という關羽廟で關羽が帝國の最高の武神としての位置を占めることになり、もう一つは正陽門の前にある通稱月城廟という關羽廟で關羽が後に財神として信仰されたものであるという<sup>(4)</sup>。ただし、祀典に於いては關羽は従來通りの「漢壽亭侯」のままであつた。

永樂以後、洪熙・宣德・正統・景泰・天順・成化・弘治と續く明朝に於いて、關羽への關わりに目立った動きは指摘されない。明代中期に入り正徳期を経て、嘉靖期に至ると、關羽の爵位は「漢の壽亭侯」という侯爵ではなく、「漢壽の亭侯」というもつと下級の官位であつたことがわかり、それを是正する<sup>(5)</sup>。

そして、隆慶期を経て萬曆期に至ると、内憂外患の國難にあつて、明朝の關羽への尊崇はいよいよ高まり、關羽は皇帝の位を有する「關帝」となつた。祀典に於いて

關羽が正式に帝號に改められたのは、萬曆期の後の天啓期であつた<sup>(6)</sup>。

こうした明朝の祠廟政策の中で、地方や民間に於いては關羽は如何に信仰されたのか。明代の關羽信仰は、その信仰史の中で關帝が誕生する劇的な變革期であるが、それに對する記録を読み解いた先行研究は意外に多くはない<sup>(7)</sup>。明代の關羽信仰專論ではないが、例えば顏清洋『關公全傳』のように六百頁もの大作で關羽信仰全般を取り扱う中で、明代の部分も精査している研究もある<sup>(8)</sup>。顏氏の研究は、幅廣く資料を集めて様々な角度から明代の關羽信仰を描き出している點は秀逸であるが、提示された個別の事象について踏み込んだ分析がない點は惜しむべきである。

以上のような明代の關羽信仰の研究史に對し、本稿は次のように問題提起する。

一つには、明朝という國家レベルでの關羽の位置付けである。前述のように、關羽は洪武期の「漢壽亭侯」から、永樂期に國家の最高武神として祀られ、萬曆末期に

「協天大帝」や「三界伏魔大帝」という帝號を有するこ  
とになった。その洪武から萬曆に至るまで二百年もの年  
月が経つが、その間の明朝に於ける關羽への對應は如何  
であったのか。明朝全體の祠廟政策を論じたものにはす  
でに淺井紀氏の一連の研究があるが、關羽に特化した分  
析と明代を通じた關羽への視點が必要と考える。いわば、  
封號問題を中心として、明朝が關羽を如何に位置附けた  
かという問題である（表一）参照）。

もう一つには、明朝が祠廟政策で關羽を規定する中で、  
地方や民間に於ける關羽信仰の實狀はどのようであった  
のか。地方志や文集雜記に基づく個別の關羽信仰の事例  
の解析である。清代の關羽信仰を描いた太田出氏が、明  
代の「關羽信仰のあり方方には不明な部分が少なくない」  
と述べるように、明代の關羽信仰の解明には、從來の研  
究成果に加え、上記に提起した總體的枠組みの再構築と  
個別事象の具體的分析が必要であらう。

そこで、本稿では冒頭の後者の視點に立ち、明代中期  
に活躍した官僚呂柟の記録を取り上げる。上記の問題提

起に於いて、官僚は祠廟政策を發信する國家とそれを受  
け止めながら獨自の信仰形態をみせる地方・民間をつな  
ぐ存在であると言える。呂柟は學問にすぐれ、成化・弘  
治・正徳・嘉靖の明代中期の時代を生き、陝西の地方都  
市から北京の中央官僚へと頭角をあらわした當時の大物  
官僚であった。その後、山西解州への左遷から南京への  
復歸と、官僚として浮き沈みがある中で、呂柟は關羽信  
仰と如何に關わっていったのか。呂柟の記録とそれに派  
生する記録を辿ることこそ、まさに官僚からみた當時の  
關羽信仰の様相を如實にあらわすものである。本稿はこ  
の呂柟と關羽信仰の關わりに特化し、明代中期の關羽信  
仰の一側面について言及したい。

### 〈第一章〉 呂柟と關羽信仰

二〇二〇年、三晉出版社より（明）呂柟撰『義勇武安  
王關公集』が刊行された。線裝四卷二冊から成る本書は、  
美國哈佛大學（ハーバード大學）哈佛燕京圖書館中文善  
本特藏部所藏の影印本で、巻首には「哈佛大學漢和圖書

館珍藏印」がある。<sup>(1)</sup> 先行研究ではこれまで「關帝文獻」の中に呂柟撰『義勇武安王集』六卷が示されてきたが、現代に於いては入手閲覽が困難であった。それが本書の刊行によっていよいよ撰者の呂柟と『義勇武安王集』の具體的検討に入ることが可能になったのである。

呂柟が生きた明代中期は、明の祀典では關羽への王號をやめて「漢壽亭侯」として祀るように定めていた。しかし、地方の多くの關羽廟では「關王廟」や「義勇武安王廟」として王の尊號をつけて關羽を祀っていた。地方に於いては依然として王號を奉じて關羽を祀る廟が殆どであった。<sup>(2)</sup>

そして、關羽の生まれ故郷出身の山西商人が中華全土へと活躍の場を廣げ、同時に故郷の守り神としての關羽への信仰も廣がっていく。また『三國演義』や三國戲が庶民の間で流行する。主君のための忠義の人である關羽、敵將を討ち取る壓倒的「武」を魅せる關羽の役割が人々へと浸透していったのである。<sup>(3)</sup> 關羽を顯彰する「關帝文獻」もこの明中期以後に相次いででき上がってくる。

こうした背景をうけて、『義勇武安王集』撰者の呂柟と彼が生きた時代と活動した地域に着目し、時系列に沿って考察する。

## 「一」武宗正徳期の關羽信仰

呂柟の生涯については、米文科氏による史料を用いた詳細な評傳がある。<sup>(4)</sup> 米氏の評傳の年譜を参考に、呂柟の生涯を以下にまとめた。

呂柟（一四七九—一五四二）は、成化十五年（一四七九）陝西の高陵縣に生まれた。初めは、字を大棟と言ひ、後に仲木と改めた。涇野と號したので、涇野子及び涇野先生の呼び名で知られ、或いは文簡という諡もある。呂柟の一族は周の太公望呂尙の後裔と名乗っていた。呂柟は十二才で學校に入り、十三才で縣學の教諭高儔より學んだ。十七、十八才の頃、夜に學者として大儒である程顥と呂祖謙を夢にみて、いよいよ學問に打ち込んでいく。この間に郷里の近い三原の馬理らと學問を通じて親交を結び、正徳三年（一五〇八）三十才の時、進士に首席で

合格し、翰林院修撰を授けられ、官僚に學問を講義することとなった。當時權勢を誇っていた宦官の劉瑾は、陝西の興平縣の出身で、郷里の近い呂柟を徒黨に引き込もうとした。呂柟はこれに逆らい、それがために劉瑾の恨みを買ひ、二年後の正徳五年（一五一〇）三十二才の時、病と稱して郷里に歸り、その後は近隣出身の陝西武功縣の康海や鄠縣の王九思らと交流した。劉瑾が大逆罪により誅殺されると、呂柟は官に復した。

この時期の關羽信仰として、先に名が擧がった三原の馬理（一四七四—一五五六、正徳九年の進士）と呂柟、そして明代より後世の「關帝文獻」に記載がある。

【史料一】馬理「河東鹽池重建忠勇武安王神廟記」<sup>(16)</sup>  
（山西）河東の池神廟の東には古えから關王の神廟がある。關王の舊號は義勇武安王である。我が明朝の正徳年間（一五〇六—一五二二）に、武宗皇帝は忠勇武安王と改めた。

【史料二】呂柟「重修義勇武安王廟記」<sup>(17)</sup>  
武宗正徳帝が（寧王朱宸濠の亂に）南巡した際に、南京燕子磯の關羽廟にお越しになられた。その時、武宗は關羽廟が手狹であることを恥じ、また廟が傾き破れていることを憐れまれた。そこで、南京守備の太監の黃公は、宦官たちに呼びかけて資金を寄捨して修理し、廟は今はじめて光り輝き廣々としており、神の居ます所となった。

【史料三】『關帝圖誌全集』卷三・封爵考<sup>(18)</sup>

①正徳四年（一五〇九）己巳、廟に忠武と賜った。その廟は興平縣馬嵬鎮にある。

②燕子磯廟はかつての都城の北、江沂の磯頭西向きにある。思うに唐からこの廟はある。武宗正徳庚辰（十五年、一五二〇）、武宗正徳帝は南征して寧王の亂を寧んじ、關羽廟の下にお越しになられ、「この廟は作りが手狹であつて、關羽の威靈を安置するのに十分ではない」と仰った。そこで南京守備太監黃

偉に敕して、廟の門宇を廣くし、亭のうてなを増飾し、軒廊を廣々として、大いに壯麗となった。<sup>20)</sup>

【史料二】では、武宗はその治世に關羽を忠勇武安王と改めたという。

【史料二】と【史料三】<sup>21)</sup>では、武宗が寧王の亂鎮壓に南京に赴いた際に、景勝地の燕子磯の關羽廟に立ち寄った。この關羽廟は地方志に名が見えず、祀典に載っていないものであったが、この武宗の訪問を契機に、手狹であった當地の關羽廟を廣々としたものに作りかえたという。武宗による南京燕子磯關羽廟の修繕は、呂柟と同時代人の顧璘「重修漢盪寇將軍關公廟記」<sup>22)</sup>からも同様の記載が窺える。

また【史料三】<sup>23)</sup>①では、正徳四年（一五〇九）、興平縣馬嵬鎮の關羽廟に忠武と額を賜ったという。

以上のように、武宗正徳期には、皇帝が關羽を王に改めたり、地方の關羽廟に賜額し廟の改築を示唆した史料があった。ただし、前者は祀典に於いて關羽はやはり

「漢壽亭侯」のままであり、後者の興平縣馬嵬鎮や南京燕子磯の關羽廟は、以後の關羽信仰に於いて大きく取り上げられることはなかった。

この武宗の關羽信仰との關わり、そして關羽への封號については、本稿主題の呂柟が關羽信仰と關わる以前の話であり、まだ追加史料の可能性を残している。今後の課題とする。

## 〔二〕嘉靖四年（一五二五）の出來事

武宗正徳帝の次の世宗嘉靖帝の時代になると、嘉靖三年（一五二四）呂柟が四十六才の時、嘉靖帝の即位を問題とする大禮の議に大いに意見し、それがために呂柟は帝の不興を買い、中央より左遷されて山西の解州に任官することになった。この解州の地で呂柟は河東巡按御史の初果と知り合う。

初果は、字を啓昭と言い、内濱と號し、湖北の潛江縣の人である。正徳十六年（一五二一）の進士であり、嘉靖四年（一五二五）頃には河東に巡按していた（最終的

に初杲の官は雲南參政に至っている。呂柟と縁ができたのはこの時である。以下、初杲とのつながりをきつかけに、嘉靖四年（一五二五）の呂柟と關羽信仰について時系列に辿っていく。<sup>(23)</sup>

嘉靖四年（一五二五）は、呂柟が四十七才の時である。

この年、解州知州の林元敘は「嘉靖」「解州志」を刊行すべく、同年三月に序文を書いている。<sup>(24)</sup>ところが、同年四月十三日、解州知州の林元敘が逝去してしまう。そこで、急遽、呂柟が解州知州の代役となり、民衆を慰撫して、解州の勞役を軽減し、農業を奨励し、水利を興し、鹽池への堤防を築き、あわせて民間の優秀な子弟を選んで解梁書院に入れ『小學』の儀を學習させ、『藍田呂氏郷約』と『朱子家禮』を講じ、孝子・義士・節婦を表彰したため、士民はおのおの生業に安んじたという。<sup>(25)</sup>

この時の呂柟の肩書きは解州判官であった。同年秋七月に、呂柟は先の「嘉靖」「解州志」に林元敘を重ねて序文を書いている。<sup>(26)</sup>

同年冬十月には、呂柟は『義勇武安王集』六巻を完成

させた。『三國志』關羽傳に、關羽は河東郡解縣の人とあるように、解州の地は關羽の出身地で關羽の廟があり、いわば關羽信仰の聖地の一つである。そのため、いつの頃からか解州の任についたものは關羽の廟を修理したり、關羽を稱える詩文や記を残している。呂柟はそれらをまとめて『義勇武安王集』としたのである。呂柟自らの序文にその事情を述べる。

【史料四】呂柟「義勇武安王集序」<sup>(26)</sup>

①關王に關する文獻集は、元朝の末期に巴郡の胡瑋が編纂板刻し、『關王事蹟』と名づけた。明朝の解州知州になった者は、相次いで二度三度と『關王事蹟』を補訂した。しかしながら今、版本はぼろぼろで判讀しづらく、文字には脱落や誤謬があつて、『關王事蹟』を後世に傳えていくことが困難になった。近頃、私呂柟は『解州志』を編纂して關王について世に傳わっていることを集め、ひそかに關王（に關する）文獻集を校正板刻しようと思つていたが、

それができないでいた。<sup>(27)</sup>

② (湖北) 潜江の初公(初景)という人物が、この解州の地を巡按した際に、私に關王文献集を刊行する依頼をしてきた。<sup>(28)</sup>

③ その際に民の財源を消耗して民力を損なうことは、關王の望むところではないため、關王への線香や燈明の餘剰の資金によって刊行の費用をまかなった。<sup>(29)</sup>

④ こうして私呂柟は、ようやく關王文献集に對して、文章をつくり、冗長なものを裁ち、缺落するものを補い、あるいは蜀の記録や本傳史書に付き合わせ、既刊の『當陽志』に目を通し、關王出身地の常平里をたずね、關王文献集およそ六卷が完成した。<sup>(30)</sup>

⑤ 嘉靖乙酉(四年(一五二五))冬十月後學 高陵の涇野 呂柟撰<sup>(31)</sup>

呂柟の刊行事業は、關羽信仰史に於いて畫期的な出來事であった。後述するが、この刊行事業までは、元の胡琦による『關王事蹟』が歴代の關羽に關する文献を収集

した基礎的なものであったが、版本がぼろぼろで判讀困難なものとして傳わっていた。それを呂柟が校正し増補し再編集したことで、胡琦の『關王事蹟』の内容は現在に傳わり、呂柟の『義勇武安王集』が胡琦の『關王事蹟』と合わせて關羽に關する文献集の基礎となっていた。

そして、前述のように明朝の規定では、關羽は本來「漢壽亭侯」として祀るべきであるが、呂柟の文献集では、關羽は王、「義勇武安王」として記載する。いわば、呂柟は當地の關羽信仰の實態を受け止め、そのまま書名に反映したとみるべきであろう。

同年(一五二五)十月の『義勇武安王集』の刊行後、十二月に先述の「嘉靖」『解州志』が刊行された。<sup>(32)</sup> この嘉靖四年(一五二五)は、呂柟と關羽信仰に於いて大きな轉機となったのである。

〔三〕 呂柟の動機

【史料四】①のように、呂柟は『解州志』を編纂して

關王の傳記をまとめ、ひそかに關羽の文献集を校正板刻

しようと思っていたが、それができないでいた。そこへ

②のように、河東巡按御史の初杲の依頼があり、呂柟は渡りに船であるかのように『義勇武安王集』を刊行する。

その刊行には、當然呂柟が「嘉靖」「解州志」の編纂に携わったことが影響している。そして、初杲からの依頼以前に呂柟が考えていたように、呂柟はそもそも關羽に關する文献集の刊行に能動的であった。刊行には如何なる背景があるのか。呂柟の動機を探るため、呂柟の郷里である陝西の高陵縣での記載を辿っていく。

【史料五】「嘉靖」『高陵縣志』卷二・祠廟・義勇武安王廟<sup>(38)</sup>

①關羽神の刀は重さ百斤、元の至大四年（一二三二）

涇野子（呂柟）の遠祖である諱は世昌及び夫人の李氏が鑄造させた。

②弘治年間の初め頃、社人が重修し、教諭の高儔先生が記を撰した。【…中略…】

弘治四年（二四九二）<sup>(39)</sup>。

【史料五】は呂柟の生まれ故郷である陝西の高陵縣の地方志である。嘉靖二十年（二五四二）五月、呂柟が六十三才の時にこの「嘉靖」『高陵縣志』を撰している。

①は關羽神の持っている刀は、元の至大四年（一二三一）に撰者呂柟（涇野は呂柟の號）の遠祖である呂世昌とその夫人の李氏が鑄造させ、その持ち手に銘があるといる。つまり、この時から二百年以上前の呂柟の遠祖が關羽像の刀の鑄造に關わっていたのである。このことは呂柟一族が以前より郷里の高陵縣に於いて關羽信仰と關わりを持っていたことを示している。

また②は高陵縣の教諭高儔が關羽廟の記を撰していたという。高儔と言えば、前記の如く呂柟が十三才の時、學問の手ほどきを受けた師であった。

つまり、呂柟は郷里に於いて、關羽信仰を受け入れる素地を有していたのであった。自身の遠祖が、そして恩師が關わった關羽への尊崇を呂柟が受け入れることは自

然の流れであると言<sup>36</sup>える。

## 〈第二章〉嘉靖四年（一五二五）以後の

### 呂柟と關羽信仰

このように嘉靖四年（一五二五）、『義勇武安王集』と『嘉靖』『解州志』を撰した呂柟は、嘉靖六年（一五二七）四十九才の時、解州判官から南京吏部功郎中に轉じ、柳灣精舎にて學を講じることになった。呂柟はこれで關羽信仰との關わりを終えることなく、以後も持ち續けた。

先の年譜によると、嘉靖七年（一五二八）、呂柟が五十才の時、王光祖（字克孝）が解州から南京に至り、繼續して呂柟から學問を學んだとい<sup>37</sup>う。この時の記録が呂柟「送王克孝還解州序」であり、王光祖についての記録が【史料六】④の記載に重なるため、【史料六】は嘉靖七年（一五二八）の記録と言<sup>38</sup>える。この【史料六】に關羽信仰の記載がある。

【史料六】呂柟「重修二忠祠記」<sup>39</sup>

①二忠とは、漢の關雲長（關羽）、張懿德（張飛）である。（三國蜀の）先主劉玄徳は彼らと桃園で義を結び、兵を起こして賊を討ち、漢室を復興した。志は成功しなかったが、義は立てられたので、「二忠」とい<sup>40</sup>う。その祠は解州人の義官王某が土地を寄捨して建て、その孫の登州府經歷王守春が財産を寄捨して重修したものである。

②そして雲長とは解州の長平里の人である。志は（魏吳の）二賊を殲滅し、威は中華全土を振るわせた。歿してからは、天下後世の人々が神となし、室を作つて祀り屋を作つて祈り、解州の人は雲長につかえて慇懃であった。私呂柟が解州で判官であつた時、かつて關羽の事績を編纂し「義勇集」とい<sup>41</sup>い、世に流通している。ただ懿徳は萬人に匹敵するとはいつても、たとえば魏將の張郃を破つて巴西を安んじたように、功績は益州にあつて、その多くは蜀で神のような力を發揮した。

③解州の人が關羽と張飛を合祀すると、これを疑問

に思う人がいた。そこで「懿徳は、雲長の友である。思うにともに切磋琢磨し忠を成すことを求められてきた者である。そもそも地理の遠近や名聲の大小でわけるときではない。このため懿徳がいなければ、雲長の道はあるいはこれほど大きなものではなかった。雲長がいなければ、懿徳の勇はあるいはこれほど明らかで久しいものではなかった。王氏は合わせて關羽と張飛を祀り、それがここにあらわれているのは、不義を勧め不忠を戒めることができるものである」と私は反論したのである。<sup>(45)</sup>

④周圍はしきがわらで、坊がその前にあり、石で柱をつくり、費用はすべて府から出されたものであった。太學生王光祖という弟子がおり、かつて解梁書院にて私呂柟に師事しており、周(周敦頤)・程(程顥・程頤)・張(張載)・朱(朱熹)の學を修めていた。近頃、私呂柟が南京に官を改めると、黄河に船を浮かべ、長江を渡り、鷺峯東所にて光祖は私に仕えることになった。(光祖が當地に)歸る際には、この記

に執筆を願い、「この記への執筆は我が父祖の志であり、なくてはならないものです」と言ったという。祠は嘉靖四年(一五二五)の夏(四―六月)に落成した。<sup>(46)</sup>

【史料六】では、解州を離れた呂柟が、二忠祠という祠廟を重修した記録を残している。二忠とは、蜀漢の關羽と張飛であり、ここでは二人を合わせて顯彰する道理を記している。そして、費用はすべて府から出されたという。

さらに、翌嘉靖八年(一五二九)、呂柟は再び關羽についての文章を起こしている。それは呂柟が南京の燕子磯に初めて遊びに行った時のことであった。

【史料七】呂柟「燕子磯に遊ぶの記」<sup>(47)</sup>

①嘉靖己丑の歲(一五二九)三月丙辰、王子崇は陸白載と私呂柟を迎えて一緒に(南京の)燕子磯に遊んだ。思うにこのことを圖つたのは昨年の秋、今初

めて當地に足を踏み入れたのである。【…中略…】<sup>(45)</sup>

②一杯飲み終えて、燕子磯に往こうとした。王子崇は舟の漕ぎ手二人を呼んで、舟に乗って往き、舟中であまだ飲酒をしており、三杯にならずして觀音港に至り、舟を下りて壽亭侯廟（關羽廟）に登った。【…

中略…】とうとう上りきって壽亭侯（關羽）に拜謁した。<sup>(46)</sup>

嘉靖八年（一五二九）三月丙辰、呂柟が五十一才の時、王子崇は陸白載と呂柟の三人で、南京の名勝燕子磯に初めて遊びに行き、燕子磯の壽亭侯廟（關羽廟）にのぼって見た。そこで道士から關羽廟にまつわる不思議な話を聞いた。この時の呂柟は、燕子磯訪問のついでに關羽廟に行った程度であり、この文章もその紀行文の一部であった。

ところが、その二年後、嘉靖十年（一五三二）に、呂柟は再び燕子磯の關羽廟を訪れ、今度は關羽廟のために記を撰している。先の【史料二】に次のようにある。

先の【史料二】呂柟撰「重修義勇武安王廟記」<sup>(47)</sup>

①私呂柟はかつて二度目の南京の燕子磯に至り、關王之祠廟を燕子磯の巔に拜謁した。關王之廟は南向きに長江に面しており、長江周邊の山々の景勝地であった。思うに隋唐以來からあるものである。そこで、歎息して言った、「關王之靈はここに安んじているものだなあ。」

同行の者が言った、「關王は天下の内に於いて家ごとくに祀り屋ごとに祈っているものです。ここに安んじているというのはなぜでしょうか。」

呂柟は言った、「關王は生れてこのかた、漢王室を恢復する志があり、吳を兼平して魏を討伐し、天下を一統にする大業を成そうとした。【…中略…】<sup>(48)</sup>

②私呂柟が解州で判官であった時、關王に關する文集を板刻したことがあった。その略文で言ったことには、

漢王朝の末世に当たり、先主劉備は漢の皇帝の胄裔であって、漢室を恢復する志があり、義を分かち誼

を結んだ。諸葛孔明は隆中に讀書し、事の邪正を諳んじて、三顧の禮を待つて身を起こしたのは、君子として當然のことである。思うに關王の實家は解梁に在つて、卑賤から身を起こした。そして數多くの人の上を超え、數千里の外におもむくことになつたのは、主人を擇んで仕え、義俠心を抱いて興つたからである。先主劉備の恢復の志を最初に決定附けたのは、すべて關王のおかげである。そもそも天性の氣高き、學問の正しさは、兄弟の順序を顧みて、仲間を明らかにし、義を配し道を與え、勇略を真にあらわしたものである。<sup>(4)</sup>

③孔明は馬超を論じた際に、關王を黥布・彭越の上に推し、絶倫と目した。どうして見識が無いと言えようか。そもそも人として實直であれば、死んだとはいつても生きている。人として實直でなければ、生きていても死んだも同然である。人として仁であれば、屈しても榮華をみだし、人として仁でなければ、榮伸にみえても侮辱にみちている。關王は孔

子・孟子の論じる直仁の者に該當する。關王は言われた、「日は天の上に在り、心は人の内に在り」と。後に關王の心を觀ようと思ふ者は、ただ天上の日を觀るべきのみである。關王の顯靈は天地に通じ、古今を貫いている。ここに安んじているというのも言い盡くせないものである。」と言つて(呂柟は①の「關王は生まれてこのかた」から、ここまでの言葉)を結んだ。

同行の者は言つた、「その通りです。」<sup>(5)</sup>

④この時、道士の陳永淳は徒弟の鄭徳臣とそはでこの話を聞いており、拜して言つた、「關王の廟は長い間ここに建つてゐるが修繕をしておりません。

【…中略…】(武宗正徳帝の南巡の記述として前出) 碑はすれてしまい記はまだ刻んでおりません。」

當時、同行していた者は前監察御史の開州王漆であった。そこでこの要請を傳えて、その言葉を寫して附したのである。嘉靖辛卯(十年、一五三一)の中秋の日であつた。<sup>(6)</sup>

【史料二】は、嘉靖十年（一五三二）、呂柟が五十三才の時、同行者である前監察御史の王濤とともに、南京の燕子磯を訪れ、その時に義勇武安王廟、すなわち關羽廟を訪れて記を撰したものである。<sup>53</sup>以下にその構成を述べる。

①で述べるように、呂柟には二度目の燕子磯訪問であり、同行者の王濤との會話で記が綴られている。

また【史料二】②と③の内容は、先に呂柟が撰した【史料四】「義勇武安王集序」からの孫引きである。すなわち、【史料四】の④と⑤の間には、この【史料二】の②と③がそのまま入る。この【史料二】②と③の文章こそ、呂柟に於ける關羽讚美の核心と見ることができるといえる。

【史料二】④では「道士陳永淳と徒弟の鄭德臣」なる者が登場し、この關王廟の由來を述べている。道士二人は當廟の管理者であつて、この關羽廟は官との關係が希薄な、いわば民間の關羽廟であつた。そのため、この燕子磯の關羽廟は「隋唐自り以來之有り」とはいえ（【史料三】では唐より有り）、應天府（南京）の祀るべき祠廟

を記載した「萬曆」『應天府志』<sup>53</sup>にはその名が見えない。

呂柟の【史料二】の記録に關連し、この燕子磯の關羽廟は、先の（明）顧璘「重修漢盪寇將軍關公廟記」にも登場した。そこには「廟の前に石はあるが文字が無い。道士の陳永淳は徒弟の鄭德臣とともに私顧璘に拜謁しこの記をつくらせた」とあり、やはり道士が官僚に碑記の作成を依頼している。

ただし、顧璘は關羽廟を「漢盪寇將軍關公廟」と記している。明朝の祀典にある「漢壽亭侯」ではなく、これも關羽の生前の官職である「盪寇將軍」と見なしていることが特徴的である。

また、時代は下り、明末清初の王士禛（一六三四—一七一、順治十五年の進士）が「燕子磯に登るの記」に於いて「磯の上に祠があり、漢壽亭侯を祀っている」と述べているところからみても、<sup>55</sup>當地の關羽廟は「漢壽亭侯」とするのが、共通の認識であつたと考えられる。事實、呂柟に於いても嘉靖八年（一五二九）の【史料七】「燕子磯に遊ぶの記」での初見では關羽廟を「壽亭侯廟」

と記している。

ところが、呂柟は嘉靖十年（一五三一）の【史料二】「重修義勇武安王廟記」での再訪では關羽廟を「義勇武安王廟」と記し、その認識を改めている。このことは呂柟が關羽を奉じ肩入れしていること、すなわち關羽信仰への深い理解を示していることが窺える。恐らくその認識は、當地の關羽廟（の管理者）にとつても、信仰の擴大に歓迎すべきものであったに違いない。

### 〈第三章〉關羽信仰に於ける呂柟の位置附

#### けと『義勇武安王關公集』

「一」呂柟の意義と死後

先の呂柟と顧璘の碑記には、いくつかの共通點が見られる。それは、（一）武宗正徳帝が南征した時に、南京の燕子磯の關羽廟に立ち寄り、廟を増改築することになったこと。そして、道士陳永淳とその徒弟の鄭徳臣がこの廟を管理し、（二）有力官僚の參詣を機として、廟の維持擴大や碑記の撰述をおこなったことである。（一）

は武宗と關羽信仰との關わり、（二）は有力官僚と關羽信仰との關わりを提示している。

ここから垣間見えることは、祀るべき神としての祀典に記載が見えない祠廟が、如何に維持を目指し、如何に存續をはかったかである。祠廟の數は恐らく各地に限りなくあったであろう。その中で、祀典に記載される祠廟は、祀るべき祠廟、すなわち正祠として地方官の祭祀や經濟的支援が恆常的であった。對して、祀典に記載されない祠廟は、いわば「公的な支援」がない淫祠と見なされ、退廢も視野に入ってくる。どの祠廟にも信仰者があり、また管理者がいるものもあった。自身の關わる祠廟の存續と支援を求めた時、貴人の來訪は絶好の好機であったはずである。

ちなみに、この嘉靖十年（一五三一）は、（はじめに）で述べた明朝の祠廟政策に於いて、關羽への認識が「漢の壽亭侯」から「漢壽の亭侯」に改められた年である。當時いかに隆盛であった關羽信仰の祠廟に於いても、各廟ごとの榮枯盛衰は例外ではなかったであろう。解州や

當陽といった名の知れた關羽聖地の安泰な祠廟に比べ、無名の關羽祠廟はその維持管理に苦勞をしていたはずである。特に地方志に名前さえ見えない廟には碑記さえも備えていないものもあった。そのため、皇帝や中央官僚のような有力者が參詣すると、廟の修繕や増改築を願ったのであろう。

呂柟の死後の話であるが、先の【史料一】を見ていただきたい。

先の【史料一】馬理「河東鹽池重建忠勇武安王神廟記」<sup>⑤</sup>

嘉靖甲寅（三十三年、一五五四）秋、敕によつて巡鹽御史臺山李公に命じ關王の祠廟に拜謁させた。その廟貌はとても狭かつたので、嘆息して言った、

「關王は天地の浩氣である。【…中略…】」

そこで土地をうらなつて、廣々とした土地に周垣をめぐらせ、垣には瓦甍を用い、蜈蚣の前に大門三間を構え、南向に扁を懸けた。儀門三間をつくり、北

には臺崇を築き、殿堂三間を構え、夏屋に接した。<sup>⑥</sup>

【史料一】によると、嘉靖甲寅（三十三年、一五五四）秋、巡鹽御史臺山李公が敕命によつてこの關羽廟に參詣にやつてきた。關羽廟がひどくせまいことを見て、關羽の生前の功績とこの地に祀る意義を述べ、そして廟を壯麗に作り變えたという。

撰者の馬理は、前述にあるように、若い頃から呂柟と交流した。書翰のやりとりが残るばかりではなく、呂柟死後にはその墓誌銘や『涇野先生文集』の序文も撰している。<sup>⑦</sup>馬理は呂柟と同じ學閥に位置づけられ、公私ともに呂柟との関わりが深かつた。呂柟と同様に、官僚が關羽信仰に寄與する一端をうかがうことができる。

そして、官僚の後押しがあるほど、祠廟にとつては評判を廣げ經濟支援を廣げること好都合であつた。先に指摘したように、南京燕子磯の關羽廟の呼び名がかつていることは、呂柟の關羽への尊崇の念があらわれていると同時に、管理者の信仰擴大の意を代辯することにも

なったのである。

呂柟の關羽信仰への記録は以上である。呂柟は、嘉靖十年（一五三一）の「重修義勇武安王廟記」を撰した後、嘉靖十四年（一五三五）には五十七才で國子監祭酒に、嘉靖十五年（一五三六）には五十八才で南京禮部右侍郎に昇進し、嘉靖二十一年（一五四二）六十四才で生涯を閉じた。呂柟は好學の士で、學問的には薛敬之に師事し、朱子學派薛瑄の學統に位置附けられる。また、同じ陝西地方に朱子學者が歴代多く輩出されたことから、呂柟は後世「關學學派」と呼ばれる學閥に目された。

〔二〕『義勇武安王關公集』について

關羽信仰に於ける呂柟の位置附けをより明確にするために、最後に第一章で述べた『義勇武安王關公集』について述べる。

呂柟の撰述した序文には『義勇武安王集』は六卷と記されるが、現代の『義勇武安王關公集』は四卷構成であり、後者は呂柟の編集を再構築したものと捉えることが

できる（表二参照）。呂柟の死後、萬曆三十八年（一六一〇）に、新安の吳玄叔と孫尙恕が協力して呂柟の『義勇武安王集』六卷を校勘し、『義勇武安王關公集』四卷とした。それが後に哈佛大學收藏となったのである。『義勇武安王關公集』四卷のうち、卷一は「胡琦圖蹟編」、卷二は「胡琦實錄編」とあるので、元・至大元年（一三〇八）刊行の胡琦『關王事蹟』より傳わるものをそのまま校勘したものであろう。

また、本書卷三は「論說」で、胡琦の他に諸氏の關羽への論説を引いている。例えば、「讀將鑑博議」や「爵諡考」などを書いた程敏政（二四四一—一四九九）のもの、呂柟の時代に近い明代人の論説である<sup>28</sup>。

さらに本書卷三に「當陽碑記八篇」や卷四に「解州碑記并奏疏八篇」とあるように、當時の關羽信仰を牽引していたのは、關羽終焉の地當陽玉泉寺の關羽廟と、關羽生誕の地解州の關羽廟であったことがわかる。中でも碑記には、記載の時期・當地の建廟の由來・人々の關わりなどが描かれ、當地の關羽信仰に於ける有力な情報

載されている。

「關帝文獻」の編纂にあたり如何なる碑記を記載するか  
の取捨選擇には、撰者の意向が大きくはたらいっている。  
先に刊行された「關帝文獻」と同じ碑記を踏襲し繰り返  
し傳えていくことに、撰者が必要だと考える「關帝文  
獻」を次代につなげていくという意義を見出すことがで  
きる。

ところで、呂柟に先驅けて關羽に關する文獻集を編纂  
した胡琦の『關王事蹟』の出版については、宮紀子氏の  
詳細な研究がある。<sup>(80)</sup> 宮氏の論考を意譯すると、胡琦は關  
羽没地の荊州當陽の近くで學究生活を送っていたが、つ  
ねづね關羽の事蹟本末をまとめ、傳承のでたらめを正し  
たいと思っていたところ、三國のことについて質問を受  
けたのを機に、『關王事蹟』の執筆に取りかかった。そ  
れを當陽縣の尹が氣に入り、關羽顯靈傳説のある玉泉寺  
に命じて刊行させたという。宮氏はさらに、『義勇武安  
王集』巻六が、明嘉靖四年までに、この書が解州の知事  
によって二、三度増刻され、版木がぼろぼろになったと

傳える」として、『關王事蹟』が玉泉寺を管轄する行政  
區域を越えて流通したことを指摘する。

この「明嘉靖四年までに」という話は、他ならぬ呂柟  
のことである。胡琦が撰した『關王事蹟』は、呂柟の頃  
にはすでに版本はぼろぼろであったが、呂柟の『義勇武  
安王集』刊行により胡琦の『關王事蹟』の内容は明確に  
後世に傳わることになった。關羽の終焉地當陽附近の學  
者であった胡琦と關羽の生誕地解州判官であった呂柟、  
その二人の記述が中心となり、『義勇武安王集』となっ  
たと考えられる。

胡琦以降の「關帝文獻」には、成化年間（一四六五—  
八七）刊の張寧撰『義勇錄』、弘治二年（一四八九）刊の  
任福撰『義勇集』、弘治年間（一四八八—一五〇五）刊の  
楊巽撰『重訂關王義勇錄』があり、そして嘉靖四年（一  
五二五）刊の呂柟撰『義勇武安王集』へとつながってい  
く。<sup>(81)</sup> その中で後世の者が目を通したのは、皆呂柟の『義  
勇武安王集』であった。呂柟の次の「關帝文獻」として  
擧がる（明）顧問輯『義勇武安王集』八卷（嘉靖四十三

年（一五六四）刊）や（明）焦竑撰『漢前將軍關公祠志』

（萬曆三十一年（一六〇三）刊）などは、呂柟の『義勇武安王集』六卷を通して、胡琦の『關王事蹟』の記述に觸れたと考えられる。前者には「判曰」、後者には「呂柟

曰」という記載が頻出し、解州判官であった呂柟が次のように言っていると述べ、いずれも呂柟の『義勇武安王集』に依據していたことがわかる。特に呂柟『義勇武安王集』のすぐ後に刊行された顧問『義勇武安王集』に於いては、實に半數以上もの碑記の記載が呂柟と重なり、その影響を多大に受けていたと言える。呂柟は胡琦の貴重な關羽の記録を次代へと繋ぎ、さらに自身で加えた關羽の記録を後世に残したのである。

また、『義勇武安王集』と同年の嘉靖四年（一五二五）

に刊行された「嘉靖」『解州志』を比較すると、『義勇武安王關公集』巻四の「解州碑記并奏疏八篇」は、すべて「嘉靖」『解州志』巻六・祠祀の義勇武安王廟の條に見える記と同一である。<sup>62</sup>「嘉靖」『解州志』から關羽に特化したものが『義勇武安王集』につながったとみるべきであ

ろう。

呂柟の『義勇武安王集』は、後世の「關帝文獻」に大きな足跡を残したのである。

### 〈おわりに〉

以上、本稿では、官僚呂柟の記録とそれに派生する記録から明代中期の關羽信仰の實狀を明らかにしてきた。

まず、呂柟が關羽信仰と關わる以前、正徳期に關羽信仰についての記載が見える。關羽が忠勇武安王と改められたこと、或いは陝西興平縣馬嵬の關羽廟に賜額がなされていたり、武宗正徳帝自身が南征の際に南京燕子磯の關羽廟に立ち寄って増改築を指示するような出來事があった。

そして本題の呂柟に關しては、嘉靖四年（一五二五）解州に任官された際に、「嘉靖」『解州志』の編纂に携わり、ついで巡按御史の初杲に關羽に關する文獻集の編纂を依頼され、『義勇武安王集』を刊行する。後者は、元の胡琦の『關王事蹟』を踏襲し、そこに明代の關羽信仰

の記録を盛り込んだものであり、この呂柟の『義勇武安王集』は、以後に刊行された「關帝文獻」の基礎となった。

呂柟がすんなりと『義勇武安王集』を刊行することになった動機は、郷里の高陵縣に於いて、呂柟の遠祖が關羽神像の刀の鑄造に關連したと學恩の師高儔が關羽廟の記を撰していたことが擧げられる。

その後、呂柟は南京へと轉官となるが、嘉靖七年（一五二八）には關羽と張飛を祀る二忠祠の重修記を殘し、嘉靖八年（一五二九）南京の燕子磯に遊びに行った際に、當地の關羽廟に至り壽亭侯廟と認識し記載する。その二年後の嘉靖十年（一五三二）、再び南京の燕子磯を訪れた呂柟は、同じ關羽廟に至って今度は義勇武安王廟と認識し、「重修義勇武安王廟記」を殘した。

この「重修義勇武安王廟記」と同時期に、南京刑部尙書の顧璘が「重修漢盪寇將軍關公廟記」を殘している。兩者から見えてくることは、解州や當陽といった關羽の聖地ではなく、地方志にもその名が取り上げられない關

羽廟は、武宗正徳帝の訪問という皇帝の目にとまるような件がなければ増改築は困難であったり、呂柟や顧璘のような官僚が立ち寄りなければ碑記を殘すこともなされないという、地方の一關羽廟の實狀が明らかになった。

以上の検討により、明代中期の關羽信仰の特徴として、まず武宗皇帝自らが關羽への尊崇を有していたことがある。従來の梓組みでは、洪武帝の「漢壽亭侯」認定から萬曆帝の帝號賜與まで、明朝に於ける關羽への加封は見えてこなかった。もし中期の皇帝に關羽への加封があったとすれば、後の帝號賜與へとつながる伏線があったのかもしれない。

また國家（中央）と地方を行き來する官僚には、呂柟のように「關帝文獻」の刊行や關羽祠廟の碑記を撰述することなどで關羽信仰と關わりを持つ者がおり、各地の關羽祠廟に於いて關羽を顯彰し、來る萬曆期の帝號賜與に伴う關羽信仰の隆盛への後押しをしたと考えられる。

最後に、明代の關羽信仰に於ける呂柟の位置附けとして次のことが擧げられる。①呂柟は『義勇武安王集』の

編纂により、元の胡瑋以来の「關帝文獻」をまとめ、後世に繋げたこと。そして、その内容の多くは次の「關帝文獻」に踏襲されていたこと。②また呂柟は「重修二忠祠記」や「重修義勇武安王廟記」などの關羽祠廟に關する記を残し、各地で關羽を顯彰し、關羽信仰を記録したこと。そして、呂柟の動機や呂柟が同じ關羽廟を壽亭侯廟から義勇武安王廟へと認識を改めていることから考慮すると、呂柟自身が關羽信仰に積極的な理解を示していたと結論付けられる。

## 註

- (1) 『明太祖實錄』洪武三年（一三七〇）六月癸亥の條。濱島敦俊氏は「神號改正詔」と名附けた（濱島敦俊「二〇〇一」『總管信仰—近世江南農村社會と民間信仰』（研文出版、一一五頁））。
- (2) 『明太祖實錄』洪武二十七年（一三九四）正月の條。「是月。建漢壽亭侯關羽廟于鷄鳴山之陽。廟舊在玄津橋西、至是改作焉。與歷代帝王及功臣・城隍諸廟並列、通稱十廟云。」
- (3) 例えば、『皇明祖訓』の序文に「凡我子孫、欽承朕命、

無作聰明、亂我已成之法、一字不可改易」とあるように、洪武の祖法は動かし難いものであった。

- (4) 井上以智爲「一九四二」『關羽祠廟の由來竝に變遷（上）（下）』（『史林』二六一・二、（下）六一—七〇頁）、山田勝芳「一九九八」『關帝廟に集まる地域—中華「地域」と關帝信仰』（山川出版社、二四頁）。

- (5) 『明世宗實錄』嘉靖十年（一五三一）九月丙辰の條。「祀漢關羽、宜稱漢壽亭侯。蓋漢壽地名、亭侯爵也。今去漢而稱壽亭訛也。疏下禮部、覆如其議。」

- (6) 天啓四年（一六二四）、明朝の祀典に於いて關羽は正式に「關帝」となった。ただし、『明熹宗實錄』に於けるこの天啓四年（一六二四）の條は缺本となっており、詳細は他の文集雜記の記載に求めるしかない。（清）盧湛撰『關聖帝君聖蹟圖誌全集』（以下『關帝圖誌全集』）卷三・封爵考「熹宗天啓四年（一六二四）、明祠典正神號。六月十二日太常盧大申題稱、「追祀漢前將軍壽亭侯、原奉皇祖特封三界伏魔大帝神威遠震天尊關聖帝君。業已帝而祀文猶侯似不相蒙。仰祈敕下禮部、查議云云」。奉旨神號著遵昭皇祖加敕封祀。欽此。」（康熙三十二年（一六九三）刊本、『關帝文獻匯編』一所收、四五七頁、國際文化出版公司、一九九五年）。
- (7) 明代の關羽信仰について言及した先行研究は、總論として明を扱う井上以智爲氏・山田勝芳氏の他に、中村

- 榮孝「一九七三」「朝鮮における關羽の祠廟について—壬辰・丁酉倭亂と「關王廟」の創始」(『天理大學學報』八五)、游子安「二〇一〇」「明中葉以來的關帝信仰—以善書爲探討中心」(『近代的關帝信仰與經典—兼談其在新・馬的發展』、博揚文化)、小川陽一「二〇一七」「明清のおみくじと社會—關帝靈籤の全譯」(研文出版)、太田出「二〇一九」「關羽と靈異傳説—清朝期のユーラシア世界と帝國版圖」(名古屋大學出版會)などがある。
- (8) 顏清洋「二〇〇二」「關公全傳」(臺灣學生書局、明代の部分は三二二—四五〇頁)
- (9) 淺井紀「二〇一三」「明朝の國家祭祀の構造」(『名古屋大學東洋史研究報告』三七、三一—五八頁)、二〇一四「明朝の國家祭祀と佛教・道教・諸神」(『東洋史研究』七三(一)、六七—九八頁)、二〇二二「明朝の禮樂と統治・祭祀と政治」(『史學』九〇(二)、一九—五五頁)。關羽については、祠廟政策に於ける諸神の一神としての言説がある。
- (10) 「太田二〇一九」、六七頁
- (11) 『義勇武安王關公集』出版前言、二頁。哈佛大學漢和圖書館は一九二八年に成立し、一九六五年に哈佛大學燕京圖書館に改名したという。
- (12) 伊藤晉太郎「二〇一八」「關帝文獻」の研究」(汲古書院、三頁)。伊藤氏は、關羽に關する文獻を「關帝文獻」と總稱する。本稿での「關帝文獻」の呼稱はそれに從う。
- (13) 朝山明彦「二〇二二」「明代に於ける關羽祠廟の名稱」(『三國志研究』一六、一三二頁)
- (14) 關羽の生前と死後を通讀できるものとして、渡邊義浩「二〇一一」「關羽—神になった「三國志」の英雄」(筑摩選書)がある。
- (15) 米文科「二〇一四」「呂柟評傳」(西北大學出版社、年譜は一六五—二一六頁)
- (16) 【史料一】「河東池神廟東古有關王神廟、關王舊號義勇武安王。我皇明正德間、武宗皇帝更爲忠勇武安王矣。」(『谿田文集』(萬曆十七年(一五八九)序刊本)卷三、『馬理集』所收、西北大學出版社、二〇一五年、三〇六—三〇八頁)
- (17) 【史料二】「是時、道士陳永淳與其徒鄭德臣隨侍而聞之、拜而曰「王之廟久建而未修、武宗南巡之日嘗至於斯、恥其隘陋、憫其傾圮、於是南京守備太監黃公倡諸中貴捐貲修闢、今始煥然宏闊軒朗、卒爲棲神之所矣、碑已礮而記未勒。」時同行者則前監察御史開州王公濬也、卽爲之轉請、遂錄其言以附之。在嘉靖辛卯之中秋日。」(『呂柟集・涇野先生文集』(嘉靖三十四年(一五五五)刊本、以下『呂柟集』卷四、六〇四—六〇五)頁)
- (18) 『關帝文獻匯編』一所收、四五六頁

(19) 【史料三】①正徳四年己巳賜廟曰忠武。其廟在今之興平馬嵬鎮。

(20) 【史料三】②燕子磯廟在留都城北、江計之磯頭西向。蓋自唐有之。武宗庚辰(十五年、一五二〇)南征寧藩、

駐蹕廟下。謂「規制隘陋、不足以妥神靈。」乃敕南京守備太監黃偉、恢隆廟宇、增飾臺榭、宏開軒廊、大爲壯觀。

(21) (明)顧璘「重修漢盪寇將軍關公廟記」、「都城之北、大江之計有漢盪寇將軍關公廟。在燕子磯上、不知何時時立。靈貺昭應人共虔祝。正徳庚辰、武宗毅皇帝南征寧藩、

駐蹕廟下。謂「規制隘陋、不足以妥威靈。」迺勅近臣、恢隆門宇、增飾亭榭、冠巖履江、執挾雄峭。復置清江道院於側、命道士守之、煥乎南都一偉觀也。」(漢前將軍關公祠志)卷八・藝文志中・碑記(焦竑撰、萬曆三十一年(一六〇三)刊)、『關帝文獻匯編』八所收、七八二―七八五頁。【史料二】の武宗の記述と同内容を示している。

(22) 【義勇武安王關公集】卷四の「詩贊・其三十四首」には、呂柟に關羽の文獻集の編纂を命じた「潛江・初杲・監察御史」の「重謁武安王祠」があり、呂柟も「高陵・呂柟・翰林修撰解州判官」として初杲の詩に「次韻」している。初杲もただ呂柟に依頼しただけではなく、自身も關羽への敬意を込めた詩贊を詠んでいた。

(23) 「嘉靖」『解州志』全二二卷は、呂柟撰、嘉靖四年(一五二五)序刊本として東洋文庫藏。

「解州志敘」(嘉靖四年三月吉奉訓大夫平陽府解州知州臨海林元敘序)

(24) 「米二〇一四」、一九二頁

(25) 「嘉靖」『解州志』「解州志序」(嘉靖四年秋七月賜進士及第平陽府解州判官高陵呂柟序)。なお、「解州志序」(嘉靖四年秋七月鄉貢進士前富平教諭郡人呂子固序)と「解州志校正序」(嘉靖四年秋八月平陽府解州儒學學正江陰周冕謹識)があり、同じく秋七月と八月に序と校正序が添えられている。

(26) 「呂柟集」卷四・「義勇武安王集序」、一二五頁

(27) 【史料四】①王集、元季巴郡胡琦已嘗編刻、名關王事蹟。國朝解郡守相繼者、又增刻二三次。然今板本模糊、文字欽謬、則已不可傳遠。聞方理解志并釐王之世傳、竊愆校刻此集、未能也。

(28) 【史料四】②乃潛江初公巡按是地、爰有是命。

(29) 【史料四】③又懼耗貲損民、非王所愆、即以香火餘金充工食費。

(30) 【史料四】④於是柟遂得申次其文、裁刪其冗、采補其缺、或考諸蜀記、或質諸本史、或訪諸當陽志、或問諸常平里、而王集成、凡六卷。

(31) 【史料四】⑤嘉靖乙酉冬十月後學高陵涇野呂柟撰

(32) 「嘉靖」『解州志』「解州志後敘」(嘉靖四年冬十二月廿有五日賜進士南京刑部員外郎郡人程鵬書・書板生員呂

調元・校對生員李春芳・管工官冠帶生員丘啓・道正楊漢澄)

- (33) 「嘉靖」『高陵縣志』(中國方志叢書・華北地方五四一、(明) 呂柟撰、嘉靖二十年(一五四二) 刊本、八四―八五頁)

- (34) 【史料五】①義勇武安王廟。在接蜀門外南面。其西廡則劉先主三顧草廬像也。神刀重百斤、元至大四年涇野子之遠祖諱世昌及夫人李氏鑄。其鏃有識銘。殿扁爲元學士蕭勣所書、蓋名筆也。廟爲西街社人所祀、曾在四月八日。

- (35) 【史料五】②弘治初、社人重修、教諭高先生儔撰記。記曰、縣治西三十步許、有漢末武安王廟。肇宋迄元、遺碑尙存。國初遍禮百神、邑人復加飾焉。凡旱澇禱之、疫癘禱之。歲久圯壞、邦人各捐貲供力以重修之、功成。

【…中略…】弘治四年。

- (36) ちなみに、呂柟はこの嘉靖二十年(一五四二)「嘉靖」『高陵縣志』刊行の際年、すなわち嘉靖二十一年(一五四二)に六四才で亡くなったが、この年には呂柟の高陵縣を含め陝西地區全體を網羅した「嘉靖」『陝西通志』が刊行されている。「嘉靖」『陝西通志』の修纂は、陝西に地縁のある人物が關わり、右副都御史巡撫陝西であつた趙廷瑞が修訂し、陝西三原出身の官僚馬理と、それに陝西高陵出身の呂柟が編纂者となつてゐる。

しかし、この「嘉靖」『陝西通志』の高陵縣の條には、

他の祠廟の名が見えるにもかかわらず、關羽廟である「義勇武安王廟」の名が見えない(「嘉靖」『陝西通志』卷一二・古蹟上・高陵縣の條、六〇二・六〇三頁、三秦出版社、二〇〇六年)。

- (37) 「米二〇一四」、一九九頁

- (38) 呂柟「送王克孝還解州序」(『呂柟集』卷六・二〇六頁)

- (39) 『呂柟集』卷一八・「重修二忠祠記」、五九九―六〇〇頁

- (40) 【史料六】①二忠者、漢關雲長、張懿德也。劉先主玄德與之結義桃園、起兵討賊、興復漢室、志雖未成、義則已立、曰「二忠」云。其祠則解人義官王君某捐地以建、其孫登州府經歷守春捐貲重修者也。

- (41) 【史料六】②然雲長、解之長平里人、志殲二賊、威振華夏、其歿、天下後世皆以爲神、室祀而屋祝、解人事之尤謹。豫判解時、嘗編次其行事曰義勇集、已傳行矣。惟懿德雖號萬人敵、然如破魏將張郃以安巴西、功在益州、多神於蜀。

- (42) 【史料六】③解人合祀、或者疑焉。曰、「懿德、雲長之友也。蓋皆切磋琢磨以求成乎忠者也、固不可以地之遠邇、名之大小別。是故微懿德、雲長之道或不能若是之大、微雲長、懿德之勇或不能若是之顯且久。王氏合而祀之、其有見乎此、不可勸不義而戒不忠邪?」

(43) 【史料六】④周皆磚甃，有坊在其前，石爲柱，費皆經

府所自出。有子曰太學生光祖，嘗師豫於解梁書院，以修明周・程・張・朱之學。比豫改官南京，又泛黃河，涉大江，事豫於鷺峯東所。其歸也，以是請曰：「此吾父祖之志也，則不可以莫之存耳。」祠落成在嘉靖四年之夏。

(44) 【呂柟集】卷一・「遊燕子磯記」、五六九—五七二頁

(45) 【史料七】①己丑之歲三月丙辰，虛齋王子崇邀弘齊陸白載及豫同遊燕子磯，盡講之去秋，而今始踐之者也。【…中略…】

(46) 【史料七】②卒爵，欲往燕子磯。虛齋乃招二篙師來，泛舟而往，舟中猶傳盃，不三爵而至觀音港，解舟登壽亭侯廟。【…中略…】遂上謁壽亭侯。道士曰：「五七年前，江衝磯前，故磯下水深不可尋丈。自立齋廟後，水頗遠磯而去，今南徙磯東數百家矣。」然斯言也，特欲靈雲長而實不知雲長也。

(47) 【呂柟集】卷四・「重修義勇武安王廟記」、六〇四—六〇五頁

(48) 【史料二】①豫嘗兩至燕子磯，謁王之祠廟於磯巔。其廟南面向江而開，盡收江山之勝。蓋自隋唐以來有之，乃歎曰「王之靈，其妥於此乎。」同行者曰「大王四海之內家祀而屋祝，乃獨妥於此，何也。」曰「王之生也，志慾恢復漢室，兼吳以誅魏，用成一統之業。【…中略…】

(49) 【史料二】②豫判解時，嘗敘刻王集。其略曰：當漢末

世，劉先主帝室之胄，志復漢室，分義攸宜。諸葛孔明讀書隆中，諳曉邪正，亦必待三顧而後起，則亦君子之常。

惟王家在解梁，身爲布衣爾，乃見超乎億人之上，趨數千里外，擇主而事，挾義而興，使先主恢復之志首決者，皆王之方。則夫資稟之高，學問之正，瞻茲叔季，鮮其儔匹，配義與道，此真其勇乎。

(50) 【史料二】③孔明因論馬超，推王在黥彭之上，目爲絕倫，豈曰無見。夫人而直，雖死猶生，人而不直，雖生猶死。人而仁，雖屈實榮，人而不仁，雖伸實辱。王可當孔孟所論直仁者乎。王嘗曰：「日在天之上，心在人之內。」後欲觀王之心者，惟當觀天上之日耳。則王之靈固已通天

地，貫古今，其妥於此又不足言矣。」同行者曰「然。」

(51) 【史料二】④是時，道士陳永淳與其徒鄭德臣隨侍而聞之，拜而曰「王之廟久建而未修，武宗南巡之日嘗至於斯，恥其隘陋，憫其傾圮，於是南京守備太監黃公倡諸中貴捐貲修闢，今始煥然宏闊軒朗，卒爲棲神之所矣，碑已磨而記未勒。」時同行者則前監察御史開州王公溱也，卽爲之轉請，遂錄其言以附之。在嘉靖辛卯之中秋日。

(52) 「米二〇一四」「游燕子磯記」、一九九頁及「重修義勇武安王廟記」、二〇三頁

(53) 「萬曆」「應天府志」（萬曆五年（一五七七）刻增修本，稀見中國地方志匯刊第一〇冊）

(54) 前出之顧璘「重修漢盪寇將軍關公廟記」、「廟前有石

無文。道士陳永淳與其徒鄭德臣謁餘爲之記。」

- (55) (清) 王士禛「登燕子磯記」磯上有祠、祀漢壽亭侯  
 『漁洋文集』卷四・記、『王士禛全集』(三) 詩文集、齊魯書社、二〇〇七年、一五七六頁。また、この中で湛若水(甘泉先生)と文壽承が燕子磯關羽廟に關わつていた記述があるが、詳細は稿を改めたい。

- (56) 前出『馬理集』所收、三〇六一—三〇八頁

- (57) 【史料一】嘉靖甲寅(三十三年、一五五四) 秋、敕命巡鹽御史臺山李公至謁王、見其廟貌陋甚、嘆曰、「王、天地之浩氣也。……中略……」乃卜諸附廟隙地、廣袤數畝、繚以周垣、垣用瓦甃蜈蚣之前、構大門三間、南向懸扁。其上次爲儀門三間、北築臺崇、構殿堂三間、接以夏屋。

- (58) 『谿田文集』卷五・「南京禮部右侍郎涇野呂先生墓誌銘」(『馬理集』、三三〇—三三四頁及び『呂柟集』「涇野先生文集序」、二二三頁)

(59) 程敏政『篁墩文集』は、祀るべき神の一人の名に「漢壽亭侯、遠祖忠壯公、唐越國汪公、中丞張公」として漢壽亭侯すなわち關羽の名を擧げている。「漢壽亭侯(關羽)は、忠義は天下に聞こえ、私の父は屢々彼を夢に見たことがあり、出陣することに帳の中に關羽を祀つた。漢壽亭侯は實に漢という國のために節を立てて吳に於いて死んだ。我が徽郡(明の徽州府)は、故の吳との境であつた。(漢壽亭侯、忠義聞天下、先公屢嘗夢之、

每出師則祀於帳中。而侯實爲漢死節於吳。我徽郡、故吳境也。)」として、關羽の忠義と祀るべき地縁を述べている(程敏政『篁墩文集』卷一一・祀神考(四庫全書珍本三集、三三葉左)。しかし、呂柟はこの程敏政の祀神考の記載は採用していないため、注記にとどめる。

- (60) 宮紀子「二〇〇一」 「モンゴル朝廷と『三國志』」(『日本中國學會報』五三、日本中國學會、一六五—一七九頁、後に宮紀子「二〇〇六」 「モンゴル時代の出版文化」(名古屋大學出版會) 所收)

- (61) 「伊藤二〇一八」、二三頁

- (62) なお、「嘉靖」『解州志』義勇武安王廟の條には、さらに「至正二十五年郡人蔡榮等重飾陳瓛撰記」と「國朝洪熙元年四月重修李永常撰記」を引く。これらは呂柟撰『義勇武安王集』には採録されていない。

【表一】 歴代王朝による關羽への封號の賜與

王朝	年號	西曆	皇帝	封號	備考
後漢	建安五年	二〇〇	獻帝	漢壽亭侯	
蜀	景耀三年	二六〇	後主	壯繆侯	諡號（おくりな）
北宋	崇寧元年	一一〇二	徽宗	忠惠公	公になる
	崇寧二年	一一〇三	徽宗	崇寧真君	道教的「真君」
	大觀三年	一一〇八	徽宗	貽烈武安王	王になる
南宋	宣和五年	一一二三	徽宗	義勇武安王	
	建炎二年	一一二八	高宗	壯繆義勇武安王	
	淳熙一四年	一一八七	高宗	壯繆義勇武安英濟王	
元	天曆元年	一三二八	文宗	顯靈義勇武安英濟王	
明	洪武三年	一三七〇	太祖	初期の漢壽亭侯に復す	
	嘉靖一〇年	一五三一	世宗	關羽を「漢の壽亭侯」ではなく「漢壽の亭侯」と認識是正	← 本稿で扱う明代中期 →
	萬曆一〇年	一五八二	神宗	協天大帝	帝になる
	萬曆二二年	一五九四	神宗	協天護國忠義帝	
	萬曆四二年	一六一四	神宗	三界伏魔大帝神威遠震天尊關聖帝君	
	天啓四年	一六二四	熹宗	關羽を「帝」として祀典に改める	

【井上一九四二】、「太田二〇一九」をもとに筆者が加筆作成

		清	
光緒五年	一八七九	德宗	忠義神武靈佑仁勇威顯護國保民精誠綏靖翊贊宣德關聖大帝
同治九年	一八七〇	穆宗	忠義神武靈佑仁勇威顯護國保民精誠綏靖翊贊關聖大帝
咸豐七年	一八五七	文宗	忠義神武靈佑仁勇威顯護國保民精誠綏靖關聖大帝
咸豐六年	一八五六	文宗	忠義神武靈佑仁勇威顯護國保民精誠綏靖關聖大帝
咸豐三年	一八五三	文宗	忠義神武靈佑仁勇威顯護國保民精誠綏靖關聖大帝
咸豐二年	一八五二	文宗	忠義神武靈佑仁勇威顯護國保民精誠綏靖關聖大帝
道光八年	一八二八	宣宗	忠義神武靈佑仁勇威顯關聖大帝
嘉慶一九年	一八一四	仁宗	忠義神武靈佑仁勇關聖大帝
乾隆三三年	一七六八	高宗	忠義神武靈佑關聖大帝
順治元年	一六四四	世祖	忠義神武關聖大帝

以降は二字ずつ加封

【表二】呂柟撰『義勇武安王關公集』の構成

※二〇二〇年、三晉出版社より哈佛大學漢和圖書館珍藏印の『義勇武安王關公集』四卷本として刊行  
 明・嘉靖四年（一五二五）刊、呂柟撰『義勇武安王集』六卷を四卷に再編したものが『義勇武安王關公集』  
 表中のゴシックは明代に加えられた記載

<p>(一) 卷一</p> <p>〔胡琦圖蹟編〕(二一圖)          神像圖          世系圖          年譜圖          司馬印圖          壽亭侯印圖          常平塚園          玉泉塚園          崇寧宮園          玉泉顯烈廟園          追封爵號園          制命篇園</p>	<p>(二) 卷二</p> <p>〔胡琦實錄編〕          附辭撰書</p>	<p>(三) 卷三</p> <p>〔論說〕(二〇篇)          ①陳氏三氏論          ②胡琦獨漢論          ③胡琦長坂考          ④胡琦赤壁考          ⑤唐氏關曹論          ⑥胡琦關張年歲論          ⑦胡琦論陸法和梁宣帝假神兵事          ⑧施山造寺論          ⑨感雨論          ⑩天臺顯靈論          ⑪解池斬妖論          ⑫崇寧平崇論          ⑬嚴有降神論          ⑭金氏化狗論          ⑮李公受書論          ⑯梁瓊感夢破賦論          ⑰李公受書論          ⑱河陽焚廟存像論          ⑳千保兒還鄉論          ㉑程敏政讀將鑑博議          〔文序〕(二篇)          ①新編關王事蹟序          ②弘治己酉重刻蹟序          〔平陽府解州儒學訓導前鄉進士山東黃縣趙圻書〕          〔當陽碑記〕(八篇)          ①唐貞元十八年重建關將軍廟記(大理寺評事董挺撰)          ②淳熙五年建壽亭侯印記(廬山司馬知白撰)          ③淳熙十六年建加封英濟王碑記(荊州軍學教授蕭軫撰)          ④元祐初建關三郎廟記(秦議郎上騎都尉賜緋魚袋張商英撰)          ⑤元祐初建關三郎廟記(秦議郎上騎都尉賜緋魚袋張商英撰)          ⑥元祐初建關三郎廟記(秦議郎上騎都尉賜緋魚袋張商英撰)          ⑦成化己亥重修武安王殿記(竹林散人毛德撰)          ⑧成化己亥重修武安王殿記(竹林散人毛德撰)          ⑨成化己亥重修武安王殿記(竹林散人毛德撰)          〔湖廣等處提刑按察司副使提督學校薛綱撰〕          〔湖廣等處提刑按察司副使提督學校薛綱撰〕          ⑧弘治十年重修關王墓記          〔荊州府當陽縣學校論昭運孟鏞撰〕</p>
<p>(四) 卷四</p> <p>〔解州碑記(并奏疏)〕(八篇)          ①宋元祐七年解州知州張東之重修武安王廟記          ②河東路解州解縣尉鄭咸撰          ③紹興二十二年管范公重修廟記          ④鄉賢進士郡人南壽撰          ⑤金嘉泰四年重修廟記          ⑥解梁軍知州事賜崇金魚袋前吏部員外郎京兆田特秀撰          ⑦元祐七年知州張寧重修廟記          ⑧亞中大夫僉大常禮院事韓學士王縉撰          ⑨成化十四年知州張寧重修廟記          ⑩嘉靖二年禮部右侍郎西川周洪撰          ⑪弘治二年奏請祭祀疏          ⑫大學士郡人蒲昭具奏          ⑬正德五年知州李文敏重修廟記          ⑭實故大夫戶部尚書前參贊機務洪洞韓文撰          ⑮嘉靖二年御史王秀重修廟記          ⑯延安山西監察御史高安朱冕撰          〔祭文〕(〇章)          ①祭平帖穆爾          ②祭家奴          ③何永芳          ④御祭文          ⑤春秋祭文式          ⑥王秀          ⑦張鉞          ⑧李昆          〔詩〕(三四首)          ①關將軍祠一郡吾曹 唐人          ②武安王廟從祀贊 宋人          ③讀武安王黃茂材 宋人          ④義勇行 蔡陽張珣 宋人          ⑤詠壽亭侯 宋人          ⑥詠壽亭侯 宋人          ⑦詠壽亭侯 宋人          ⑧題關廟 火魯忽達          ⑨題關廟 燕山杜茂 ⑩題大王塚 元翰林學士          ⑪題關廟 燕山杜茂 ⑫題大王塚 南峯何師傳          ⑬題關廟 祝願 山西參政          ⑭壽亭侯廟 祝願 山西參政          ⑮題同前 湯沐 監察御史          ⑯題同前 雲開 監察御史          ⑰題武安王祠 蒲圻 巡安御史          ⑱重讀武安王祠 潛江 監察御史          ⑲次韻 解梁程麟 南京刑部員外郎          ⑳次韻 高俊 翰林修撰解州判官          ㉑上武安王詩一郡人 呂子固 教諭          ㉒辨關公失荊州說 吳郡王世貞 明尚書</p>		

## 明代中期的关羽信仰： 以官僚吕柟的相关史料为中心

朝山 明彦

所谓关羽信仰，即将三国时代的武将关羽作为神来供奉，借此期待灵验之事发生。

根据前人研究，从明初的“汉寿亭侯”到明末的“协天大帝”“三界伏魔大帝”，明朝的关羽祭奠经历了从爵位到帝位的变化，这些为历代王朝所无。与此同时，随着《三国演义》以及三国戏曲的流行，加上山西商人的活跃，在中国各地都能看到关羽信仰，而官僚、文人编纂的各类地方志或文集杂记中，涉及关羽崇拜的碑记等材料也随处可见。

在前贤研究基础上，本文试图对明代关羽信仰中的以下几点稍作探讨。首先，从明初洪武到明末万历时期，历经二百余年，究竟应如何为这一时期的关羽信仰定位呢？进一步而言，从“汉寿亭侯”直接升到帝位，中间越过了王位，这就为我们提供了从封号问题入手考察明朝如何为关羽信仰定位的视角。其次，在收集地方志或个人文集杂记所载关羽信仰的事例过程中，寻找并解读具体描述当时社会与信仰的相关材料十分重要。

无论明朝政府还是基层、民间，记载关羽信仰实际状况的材料并不算多。有鉴于此，在探讨明代的关羽信仰之际，有必要重构王朝针对关羽认知的总体框架，同时对基层、民间的个别现象展开具体分析。

本文聚焦明初与明末之间的明代中叶，以吕柟为例，具体考察活跃于当时的官僚及其相关史料。吕柟学识渊博，历成化、弘治、正德、嘉靖四朝，从陕西一隅到北京中央政界，在政治上颇为活跃，为明中期实力派官僚。其后，经历了贬谪山西解州以及重回大都会南京，沉浮于宦海之中，作为官僚的他究竟与关羽信仰有何关联呢？吕柟的相关记载及其衍生记录为我们展现了明中期关羽信仰的一个侧面。

具体来说，以2020年出版的美国哈佛大学燕京图书馆藏吕柟撰《义勇武安王关公集》为素材，揭示嘉靖四年（1525）吕柟开始与关羽信仰发生联系以前的状况。官僚是国家与地方、民间之间的接点，而像吕柟这样的官僚致力于关羽文献的编纂，并对关羽予以表彰，这些记载无疑为我们了解当时的关羽信仰提供了重要线索。本文首先勾勒吕柟出现在历史文献之前的武宗正德时期的关羽信仰状况，并从《义勇武安王集序》观察吕柟编撰关羽文献的整个过程，另外也尝试从《嘉靖高陵县志》分析吕柟的动机所在。其次，释读嘉靖四年（1525）以后撰写的解州《重修二忠祠记》及南京燕子矶《重修义勇武安王庙记》，并结合同时代相关材料阐述当时关羽信仰的具体例子。

本文最后对吕柟在明代关羽信仰中如何定位的问题做了总结。第一，吕柟编纂《义

勇武安王集》，几乎囊括了胡琦以后所有“关帝文献”，对后世影响甚巨，其中许多内容都被后来的“关帝文献”所沿袭。第二，吕柟为后世留下《重修二忠祠记》《重修义勇武安王庙记》等关羽祠庙相关材料，并在各地积极表彰关羽，这些都有力推动了关羽信仰。此外，从吕柟的动机以及将关羽祠庙从寿亭侯庙改为义勇武安王庙的认知过程来看，可以认为他本人对关羽信仰也有着极为深刻的理解。

积极收集吕柟等实力派官员文集碑记中的关羽信仰记载，可获得更为详尽的相关材料，明朝皇帝与关羽信仰的关系，基层、民间社会与关羽祠庙的实际状况也将变得更为清晰。